

宜野湾市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成21年7月10日

宜野湾市監査委員

崎 間 興 政

大 城 政 利

1. 監査の期間

平成21年5月29日から平成21年7月10日まで

2. 監査の対象 水道局

総務課、業務課、施設課

3. 監査の範囲

平成20年度財務に関する事務の執行

- ・平成20年度の契約関係文書
- ・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

総務課

1. 契約方法が「指名競争入札」の場合の法適用条項の明示について

地方公営企業の業務に関する契約については、随意契約、入札保証金及び契約保証金のほかは地方自治法及び地方自治法施行令の規定が適用されることとなっている。

そこで、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条により「指名競争入札」が可能なケースは次の三つの場合と定められている。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

よって、「指名競争入札」を執行する場合には、該当する適用条項を明らかにする必要があるが、総務課3件、施設課18件に適用条項が示されていないのは不適切である。

2. 貯蔵湯沸器の購入に係る契約方法について

本件の契約方法は、随意契約で地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号別表第1の6「前各項に掲げるもの以外のもの」の規定によるとしているが、器具備品の購入事案であり、同別表第1の2「財産の買入れ」を適用するべきである。

業務課

1. 水道料金等のコンビニエンスストア収納事務委託について

- (1) 本契約は単価契約で、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約となっているが、予定価格の設定及び見積書の提出がなされていない。
- (2) 本契約は、宜野湾市水道事業契約事務規程第27条第2項第8号により契約保証金を免除しているが、その場合は同項のただし書きの文言を条件として明記するべきである。

2. 次の契約は、予定価格の設定が不適切である。

複数の契約締結に対し一括して予定価格が作成されているが、個別にそれぞれ予定価格を設定して執行するべきである。

- (1) 宜野湾市水道料金等収納及び受付事務委託
- (2) 量水器検針業務委託

3. 次の契約は、予定価格の積算根拠が不明である。

予定価格は、宜野湾市水道事業契約事務規程第6条第2項において「契約の目的となる物件又は役務について取引の実例、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行の期間の長短等を考慮して公正に定めるものとする」となっており、常にその積算根拠を明確にするべきである。

- (1) 宜野湾市水道料金等収納及び受付事務委託
- (2) 量水器検針業務委託
- (3) ポータブルハンディーターミナルの購入
- (4) ドライシーラー機器の賃貸借

施設課

1. 配水管布設工事・第2工区工事請負契約について

低入札調査基準価格を設定した場合は、同制度の円滑な運用を図るため、宜野湾市低入札価格調査制度に関する事務処理要領第5条の規定により、指名競争入札通知書に入札条件(様式第2号)を同封することになっているが、同様式が同封されていない。

文書の取扱いについては、宜野湾市水道局文書取扱規程第2条にその原則が示されているとおり、常にその処理経過を明らかにしなければならないとなっているので、上記様式を送付したという証拠書類も綴るべきである。